

高砂市民病院（地域医療支援病院）の取扱いについて（ご報告）

1 地域医療支援病院としての主要な要件の達成状況について

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	要件（基準）
救急搬送	①救急搬送件数	893	755	698	770	854	669	①1,000人以上 または②2以上
	②搬送件数／圏域人口 ×1,000	2.12	1.83	1.70	1.89	2.10	1.66	
紹介率	53.3%	45.0%	37.8%	35.1%	43.1%	44.8%		①紹介率：80%以上 ②紹介率：65%以上 逆紹介率：40%以上 ③紹介率：50%以上 逆紹介率：70%以上
逆紹介率	86.8%	66.9%	46.2%	43.3%	61.9%	62.4%		
研修実施回数	16	0	2	11	20	25	年12回以上	

網掛け表示：要件未達成の箇所 表示：コロナ特例（要件緩和）

※コロナ特例（要件緩和）について（令和2～4年度に限る）

「紹介率及び逆紹介率」「研修実施回数」については、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に要件を満たさなくとも差し支えない取扱いが、国通知により示されていた。（救急搬送は要件緩和の特例なし）

2 令和6年度の実績

- 救急搬送は大幅に減少し、要件を満たしていない。新型コロナウイルスの影響があった令和2～4年度の水準も下回っている。
- 紹介率・逆紹介率は、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行後も要件を達成できない。

3 所管圏域の意見

高砂市民病院の地域医療支援病院の取扱いについて、令和7年度の実績等を踏まえ、今年度中に改めて継続の是非について審議を行うこととする。

4 今後の対応（案）

東播磨圏域健康福祉推進協議会での審議結果を踏まえ、令和7年度の実績も踏まえた上で、令和8年3月ごろ開催予定の医療審議会地域医療対策部会にて、承認取り消しの是非を協議したい。

[参考①：地域医療支援病院について]

患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を行い、かかりつけ医等への支援を通じて地域医療の確保を図る病院として、都道府県知事が個別に承認（県内に39病院（R7.3月末現在））

- 原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等
- 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 地域医療従事者に対する教育を行っていること
- 地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること

[参考②：地域医療支援病院の取消根拠]

都道府県は医療法第29条第3項各号のいずれかに該当する場合においては、地域医療支援病院の承認を取り消すことができる。（医療審議会の意見を聴かなければならない）

※第29条3項：地域医療支援病院が医療法第4条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

令和7年8月1日

兵庫県東播磨県民局
加古川健康福祉事務所長 様

東播磨圏域健康福祉推進協議会長



地域医療支援病院の承認継続にかかる意見書の提出について

令和7年7月25日東播（加健）第2149号で依頼がありました高砂市民病院の地域医療支援病院の取扱いについて、以下の対応をお願いします。

記

高砂市民病院の地域医療支援病院の取扱いについて、令和7年度の実績等を踏まえ、今年度中に改めて継続の是非について審議を行うこととする。